

平成二十三年八月十二日受領
答弁第三七〇号

内閣衆質一七七第三七〇号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小野寺五典君提出わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問に
対する答弁書

一 及び二について

御指摘の我が国の国会議員の大韓民国訪問は、単なる視察目的で通常の適正な手続を経て行うことを意図していたものであり、当該訪問に対する大韓民国側の措置は日韓間の友好協力関係に鑑み極めて遺憾である。政府としては、これまでも大韓民国政府に対し、累次にわたり竹島問題に関し嚴重な抗議を重ねてきたところであり、引き続き、竹島問題の平和的な解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

また、図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第六号）第一条の規定により、政府としては、同協定の附属書に掲げる図書を、同協定の効力発生後六か月以内に大韓民国政府に引き渡す必要がある。